

令和7年度計算書類作成等における留意点（都知事所轄法人）

東京都私学部私学行政課学校会計指導担当

昨年、東京都へ提出された令和6年度計算書類も含め、これまでの受付状況から、不備等が見受けられた箇所を記載します。また、令和7年度の計算書類などから改正後の学校法人会計基準等が適用されますので、誤りのないよう留意してください。

1 全般的事項

- 年度や日付の記載誤りに注意すること。
なお、和暦、西暦どちらの表示でも可。（表示に関しては法人の意思決定による）
- 大科目及び貸借対照表の中科目は省略不可である。
 - 学校法人会計基準改正後の様式に則った科目設定を行うこと。
 - 大科目が0円の場合であっても科目の省略はできない。
（会計システムの仕様は表示ができない理由にはならない）
 - 法人で任意に小科目を設定する場合は、具体的な科目名を記載すること。
 - 固定資産明細書の様式に記載されている貸借対照表の中科目（有形固定資産、特定資産、その他の固定資産）は、計上すべき金額がなくても削除しないこと。小科目については計上すべき金額がない場合に省略する。

2 単数の学校のみを設置している法人の内訳表の作成について

- 事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表の作成は省略できるが、人件費支出内訳表の作成は省略できないことに注意すること。
- 内訳表を作成する場合は「1部門」と「総額」欄を記載すること。

3 独立監査人の監査報告書

- 非営利法人委員会実務指針第44号「私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」により監査を実施し、作成された報告書であること。
- 新制度園のみを設置する法人で私立学校振興助成法第9条に規定する補助金の交付を受けている場合、非営利法人委員会実務指針第44号を適用すること。
（私立学校振興助成法第9条の補助金に該当する補助金）
 - 私立特別支援学校等経常費補助金
 - 私立幼稚園預かり保育推進補助金
 - 私立幼稚園等特色教育等推進補助金のうち地域教育事業補助
- 告示番号の相違、監査対象年度、報告書年月日に注意すること。
（都知事所轄法人の告示番号）
＜会計監査人を設置する学校法人＞
 - 東京都告示第381号（令和7年4月1日）
「私立学校振興助成法施行規則第2条第4号の規定に基づき所轄庁が定める書類」

<会計監査人を設置しない学校法人>

- 東京都告示第 380 号（令和 7 年 4 月 1 日）
「私立学校振興助成法第 14 条第 2 項の規定に基づき定める監査事項」
- 東京都告示第 381 号（令和 7 年 4 月 1 日）
「私立学校振興助成法施行規則第 2 条第 4 号の規定に基づき所轄庁が定める書類」

4 監事の監査報告書

- 監査対象年度、報告書の年月日に注意すること。
- 私立学校法第 52 条及び第 56 条に基づき監査が行われていること。

5 幼児教育・保育の無償化の会計処理

- 令和 2 年 1 月 20 日付事務連絡「幼児教育・保育の無償化に係る学校法人の会計処理について」を参照し、処理を行うこと。
- 令和 7 年度から償還払いから代理受領に切り替わった自治体に私学助成園を設置する法人の場合、特に留意すること。

6 補助金の会計処理

- 補助金の交付が翌年度であっても交付決定が年度内であれば、当該年度の収入（未収入金）として処理すること。
- 学校別に交付されている補助金については、それぞれの学校に対する補助金として確定された額を当該部門に収入計上すること。
- 国庫補助金、都補助金、東京都私学財団補助金、道府県及び区市補助金等を適正に区別して計上すること。道府県、区市町村からの補助金については「〇〇〇県補助金収入」「〇〇〇区補助金収入」など、地方公共団体名を付した科目を設定し、計上する。
- 事業活動収支計算書における教育活動収支と特別収支の区分に留意すること。

7 その他

令和 7 年度計算書類などの提出についての詳細は、令和 8 年 5 月下旬頃に学校法人あてに送付予定の通知を参照すること。なお、計算関係書類や内訳表について、書類を綴じ際の書類の順序が令和 6 年度計算書類とは変わるため、留意すること。